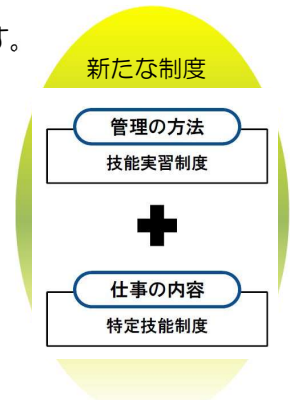


2. いずれ「特定技能」に吸収され、一本化してしまうの？

特定技能と併存する事が書かれており、別制度として新設、併用されるようです。



3. 受入れ職種はどうなるのですか？

外国人が日本国内でキャリアアップしつつ就労できる様、分かり易い制度を目指すようです。

そのため特定技能制度への移行が円滑になる様、現在の 87 職種 159 作業から特定技能の 12 業種に対応していく予定です。

4. 「繊維」は特定技能の業種に入っていません。実習生の受入れが出来なくなるという事ですか？

技能実習に存在する職種・作業は特定技能及び「新たな制度」でも対象となる可能性は十分にあり、今後、産業分野として追加するかの議論がなされると思います。

5. 実習生の管理は誰がするの？ベトナム語も分からないし、申請書類なんて作れません。

管理の方法は現在の技能実習制度を引き継ぎます。今まで通り組合が行いますので、ご安心ください。

6. 新しい制度では転職も自由になると言われていますが、本当ですか？

人材育成の趣旨から「緩和」と書かれていますが、特定技能のようにフリーになるとは考えにくいです。地域間、産業間での人材確保の熾烈な競争を避けるためにも、一定の制限を設けての緩和となる予想です。(同一産業で年に 1 回まで?) 今後深く議論される項目です。

7. 新法が施行された場合、会社にいる実習生は即全員帰国する事になるのですか？

2017 年 11 月、現在の技能実習制度が施行された際も、旧制度の実習生はそのまま最後まで実習を行えるなど猶予期間が設けられました。今回も同じ形になると思われます。

8. 技能試験は無くなりますか？

技能検定試験は残る可能性が高いです。

9. 新法成立の今後の見通しを教えてください。

あくまでも予想ですが、一番早く進んだ場合、以下のようなのではないかと思います。

2023 年 5 月 11 日	中間報告書
2023 年秋頃	最終報告書
2024 年 6 月	通常国会で改正法の審議
2025 年 4 月	新法の施行

転職について、また日本語能力に関する要件化など、細かい事項については現在も協議が進められており、有識者会議は今年の秋頃をめどに最終報告書を提出する予定です。再び大きな転換期を迎えようとしている「技能実習制度」。これからも引き続き組合員の皆様に情報をお送りして参ります。引き続きご支援の程、宜しく願い申し上げます。

